

委員 長 報 告 書

さる9月15日の本会議において、本委員会に付託された
議案第12号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部
を改正する条例について
を審査するため、9月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第12号は、病院事業管理者の医師としての実働に鑑み、特殊勤務手
当の上限を引き上げるとともに、研究手当を支給するためのものであり、
現在の病院事業管理者が、管理者としての業務に加え、産婦人科医として
の業務も担っており、業務が増大したことにより、特殊勤務手当等の見直
しを行ったものである。

委員から、今まで病院事業管理者が医師を兼務する場合、研究手当が支
給されていなかったが、管理者の自己負担となっていたのか とのただし
があり、実質的にそうであった との答弁がありました。

研究手当について他の自治体病院はどうなっているのか とのただし
があり、他の自治体病院については未調査だが、医師としての業務上の調査・
研究を当院に還元いただきたいとの思いで研究手当を支給するものである
との答弁がありました。